

令和 7 年第 4 回 小坂町農業委員会会議録

令和 7 年 4 月 1 1 日（金） 1 4 時 0 0 分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（9 人）は次のとおりである。

1 番	安 保 清 栄	2 番	中 村 修太郎	4 番	小 舘 康 弘
5 番	木 村 功	6 番	宮 舘 秀 樹	7 番	奈 良 延 浩
8 番	本 田 立 子	9 番	中 村 仁	10 番	亀 田 静 子

2. 欠席委員（1 人）は次のとおりである。

3 番 阿 部 龍 平

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 岩 澤 秀 一
事務局主事 田 中 晃 大

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局主事 田 中 晃 大

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

8 番 本 田 立 子 9 番 中 村 仁

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第 1	報告 第 7 号	女性農業委員会活動推進シンポジウムについて
	報告 第 8 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
日程第 2	決定 第 7 号	小坂町農作業標準労働賃金を定めることについて

（ 1 4 : 0 0 ）

議 長 （亀田） それでは、定刻になりましたので、これから令和 7 年第 4 回の総会を始めたいと思います。

出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局 現時点で 8 名出席です。

議 長 只今の出席者は 8 名出席です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。8 番本田立子委員、9 番中村 仁委員の両名を指名いたします。

（ 1 4 : 0 1 ）

議 長 では、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は 1 ページのとおりとなります。

日程第 1、報告第 7 号について、事務局より説明を求めます。

事務局 日程第 1、報告第 7 を説明いたします。

資料は 2 ページからとなります。

このシンポジウムは、３ページのとおり３月５日に東京都で開催され、当委員会からは亀田会長、本田委員、佐々木推進委員の３名が出席しました。

次のページの次第のとおり、始めに、山形県農村づくりプロデューサーの高橋信博氏より「地域計画の実行に向けて」と題して基調講演がありました。この内容の前半は、「時代とともに地域のあり方が変化し、組織の活動が停滞して来ている。このため現状を見つめ直し、新たな組織形態についての検討をしなければならない。合わせてリーダーのあり方についても考え直さなければならない。」とのことでありました。後半は、これを前提に山形県寒河江市柴橋地区の地域計画策定についての話がありました。この地域計画の策定は、地区の話し合いで土地の集積に合わせて営農計画までを盛り込んだ内容で、近隣の３集落で計画策定を同時進行することにより、広域的な計画を策定することができたとのことでありました。この結果から地域内の話し合いを基本に様々な制度も合わせて検討することにより、より実践的な計画を策定できたとのことでありました。

続いて、２２ページにありますとおり京都府京丹波町農業委員会事務局専門官の永竹幸子氏から「地域計画の実現目指して」と題した事例報告がありました。

京丹波町農業委員会は、農業委員１９名、農用地利用最適化推進委員２２名、事務局３名で構成されています。

京丹波町でも地域計画策定に当たっては、農業委員が地域の現状説明を行うなど計画策定の推進役の中心として活躍をしました。その活動結果が活動記録簿の記入に繋がり、令和５年度で委員一人当たり月１１．１３枚の提出がありました。これが活動実績の見える化、報酬改定、最適化交付金の増額に繋がりました。

以上で日程第１報告第７号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(１４：０５)

議長 再開します。
(１４：２０)

議長 報告第７号について質問意見等ありますか。
ないようですので、よろしいでしょうか。

各委員 はいの声あり。
議長 それでは、日程第１、報告第７号を終了します。
(１４：２０)

事務局 日程第１、報告第８号について、事務局より説明を求めます。
日程第１、報告第８号を説明いたします。
資料は４１ページからとなります。
これは、賃貸借していた農地について、契約期間終了前に解約に合意したもの２件です。
２件とも余路米の集落から余路米沢に向かったところの田です。解約後の土地については自分で耕作するようですが、確認できていません。
以上で日程第１報告第８号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。

	(1 4 : 2 2)
議 長	再開します。 (1 4 : 2 5)
議 長	報告第 8 号について質問意見等ありますか。 ないようですので、よろしいでしょうか。
各委員	はいの声あり。
議 長	それでは、日程第 1、報告第 8 号を終了します。 (1 4 : 2 5)
事務局	次に日程第 2、決定第 7 号について、事務局より説明を求めます。 日程第 2、決定第 7 号を説明いたします。 資料は ページからとなります。令和 7 年度の農作業標準賃金について協議をお願いするものです。 基本的に近隣の状況を参考に決定したいと考えておりますが、同じ地域である鹿角市の状況を特に重視させていただき改正案を作成しました。参考として次のページが令和 6 年度の農作業賃金となっております。 以上で日程第 2、決定第 7 号の説明を終了します。
議 長	ここで、暫時休憩します。 (1 4 : 2 7)
議 長	再開します。 (1 4 : 3 4)
議 長	決定第 7 号について質問意見等ありますか。 ないようですので、よろしいでしょうか。
各委員	はいの声あり。
議 長	それでは、日程第 2、決定第 7 号を終了します。 (1 4 : 3 5)
	これで総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまをもちまして第 4 回総会を終了します。 (1 4 : 3 5)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田 静子

署 名 委 員 本田 立子

署 名 委 員 中村 仁